

補助第 156 号線 事業及び測量説明会 主なご質問と回答

これまで当事務所が開催した説明会などで、お問い合わせをいただいたご質問のうち、主な項目につきまして本路線に合わせて取りまとめました。

【事業概要】

質問 1：昭和 37 年の都市計画決定から時間が経っているが、なぜ今事業化するのか。

回答 1 都は、これまで、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため事業化計画を策定し、順次整備を進めてきました。

補助 156 号線は、平成 28 年 3 月に策定した現行の第四次事業化計画において、必要性を確認した上で、主に「地域の安全性の向上」に資する観点から、重要性・緊急性を考慮して平成 37 年度までに優先的に整備すべき路線に選定しています。

本路線の整備により、下記のような様々な整備効果が期待されることから、都としては、皆様のご理解、ご協力を得ながら、整備を進めたいと考えております。

- 生活道路への通過交通の流入抑制や車道と分離された歩道の創出など安全性・快適性の向上
- 消火活動や救援・救護活動に資する空間確保など防災性の向上
- 大泉学園通りや伏見通りなど周辺道路とのネットワーク形成による交通の円滑化

質問 2：事業の予算はどの位になるのか。

回答 2：まだ測量や設計を行っていないため、現時点では事業費は算定していません。今後、算定する作業に入り、事業着手の手続きの際に公表していきます。

(裏面もご覧ください)

【測 量】

質問3：用地測量の境界立会いは指定日となるのか。

回答3：境界立会いの日時については、当事務所から10日ほど前に郵便で、ご案内いたします。

なお、ご都合がつかない場合は、別途調整させていただきます。

質問4：都市計画道路にかかる土地の面積はいつ分かるのか。

回答4：都市計画道路にかかる土地の面積は、用地測量を実施し、境界が確認された後に分かるようになります。

質問5：境界はどのように確認していくことになるのか。

回答5：登記所備え付けの資料や皆様がお持ちの資料等を参考に、現地で皆様と立会いの上、確認していきます。

予め、皆様がお持ちの資料等をご用意して頂けると幸いです。

【その他】

質問6：用地買収はいつ始まるのか。また、用地補償についての説明会は開催するのか。

回答6：本説明会后、測量作業を実施し、事業着手の手続きが完了してからおおむね2～3カ月後に道路計画線内に土地や建物・工作物等がある皆様を対象に「用地説明会」を開催し、用地取得や建物等の補償について説明させていただいたうえで、個別折衝に入り用地買収を進めていきます。